

県大教ニュース

滋賀県立大学教職員組合

2019/20 年度第 3 号 2019 年 12 月 27 日発行

◆ 理事長交渉の詳細について

8 月 28 日（水）に行われた、理事長交渉の概要については、すでに県大教ニュース第 1 号でお知らせしています。ここでは交渉の詳細を示します。

交渉の出席者は、県大教役員とその他教職員が 19 名、大学側からは理事長はじめ 8 名でした。交渉の前に、県大教から理事長宛に「滋賀県立大学の労働条件、雇用・待遇および教育・研究環境の改善に関する要求書」を提出し、交渉ではこれへの回答と議論がなされました。要求項目は以下のとおりでした。

1. 時間外勤務手当精算結果の公表について
2. 運営費交付金の適正額の確保について
3. 働き方改革に関して
4. 理事長選考について
5. 教員の働き方について
6. 事務職員の労働環境について
7. 有期雇用教職員の待遇改善について
8. 非常勤職員等の待遇改善について
9. 両立支援の充実について
10. ハラスメント対策について

以下には、主に議論に時間を割いた 1、2、5、8 について、その概要をお伝えします。

1. 時間外勤務手当精算結果の公表について

昨年度、助手・助教の専門業務型裁量労働適用を取り消した上で時間外勤務手当の精算を行いました。支払われた時間外勤務手当の合計は約 2,800 万円ということでした。対象 52 名の時間外勤務の実績は 7,168 時間、一人あたりにすると年間 137.8 時間、またひと月あたりにすると 11.5 時間という結果でした。県大教はこの集計結果を公表すべきと主張しました。しかし、大学側は、職員の勤務時間が超過したことは県議会で質問され、県内のプレスにも掲載されたので、独自のプレス発表は予定していないと説明しました。県大教は、県議会で質疑

があり、記事が出たのは 36 協定違反の部分であり、助手・助教の件はその時点では指導を受けて調査をしている状態だったので、報道もされていないと指摘しました。法令違反があったことに対し、大学の公表責任を果たすべきではないかと指摘し、その場では持ち帰りということになりました。しかし、その後、11 月 29 日に行われた県立大給与改定提案等についての協議において、やはりプレス発表はしないという回答がなされました。



2. 運営費交付金の適正額の確保について

今年 3 月の副理事長交渉では、「運営費交付金の算定については大学運営に必要な経費から自主財源を差し引いた不足額を交付するという考え方を基本にする」という従来どおりの回答でした。本学運営においても、必要な経費は少なくとも他大学と同等となるはずであり、したがって基準財政需要額に見合った運営費交付金を本学は受けるべきです。このことについて、適正な運営費交付金の確保を求めるとともに、教職員だけでなく、学生や授業料を支払っている保護者も納得できるよう、理事長および副理事長の現時点での考えをいただきました。

副理事長は、基準財政需要額と実際の運営費交付金との差は認めつつも、必要額から自主財源を差し引いた額を交付するという考え方を基本として真摯に協議するという従来どおりの回答に終始しました。理事長は、運営交付金が不足しているとは認識しているようでした。一方で、副理事長からは、県が交付税から何にどれくらい使うかは県の自由で、基準財政需要額には縛られないという旨の説明がありました。大学運営に必要な額を真摯に算定し、「決して我々は過大な要求をしているわけではない」ということの根拠として基準財政需要額を参照する、という内容の発言もありました。

以上のことから、大学側が県に例えば基準財政需要額と同額を要求したけれども、県が減額して65%に留めているわけではないということになります。大学が65%程度で十分大学運営が可能であると宣言していることとなります。交渉の場でも、36協定違反が常態化してきた中で、人件費を含めた大学運営に必要な経費を、実状に応じて正確に算定してきたのか、基準財政需要額の65%の内訳はどうなっているのか、という質問が出ました。それに対して副理事長は、全学から予算要求として上がってきたものがそのまま通るわけではない、まずは学内で検討しないといけない、学内から上がってきた「来年度に必要なもの」を精査して、全体的な目で見えて県に上げるかどうか判断すると説明しました。学内でまず検討する点は合理的かもしれませんが、検討の結果、県への要求に入らなかったものについて、その理由は開示されません。県大教は、学内のいたるところで長時間労働が常態化している中で、絶対必要な人件費や老朽化した機器の更新費は、当然、大学運営に必要な経費として計上されるべきと考えます。県の意向を付度して、基準財政需要額の65%の運営費交付金で了承するのではなく、今後の県立大学の存立にかかっていることとして、県に適正な運営費交付金の支給を求め、実現されるよう、県にしっかり要望してほしいと求めました。

5. 教員の働き方について

昨年8月の勤務実態調査の結果、専門業務型裁量労働制の適用の要件が満たされていない実態を、県大教としては重く受けとめ、教員の研究時間が週の所定労働時間の5割以上となるようにすることを要望しました。また、教員の研究時間の状況を確認するために、昨年8月に実施した勤務実態調査については、後期に実施すること、さらに大学としてどのように専門業務型裁量労働制の要件を満たしていくのか、具体的な方針を示すことも要望しました。

交渉の場では、結果的には、具体的で実効的な方針は示されませんでした。勤務実態調査を後期に行う件は、健康状態把握のための勤務実態調査と取り違えられ、実際の研究エフォートを測る調査に関しては回答を得られませんでした。理事長は、教育エフォートを減らすことなく学内委員会の参加人数を減らすことで研究エフォートを確保したいと述べました。しかし、その程度のことでは全く効果がないことは明白です。個人個人や、

現状の学部単位で対応できるところは限られていて、少々の時間や仕事のやり繰りで、講師以上が業務にかけられる時間のうちの50%を研究に回せるようになる余裕はもうありません。つまり、人員・予算の不足がすでにこのように露呈しており、運営費交付金が少ないことの影響が現れています。全学的に人員・予算に余裕がない中で、現教職員は必死に大学業務に当たっているということ、大学側は十分理解した上で、それへの適切な対応を早急にしてほしいと強く要望しました。

8. 非常勤職員等の待遇改善について

交渉の場では、とくにオープンキャンパスなどの学生アルバイトに交通費が支給されないことについて質問が出ました。事務局の回答は、学生はアルバイトの条件に同意して勤務しているはずである、また近所に住んでいる学生の雇用を想定している、というものでした。実態からかけ離れた認識だと言わざるを得ません。

週末のオープンキャンパスで協力してもらうのに、車で通学している学生に燃料代を出さない、定期的な学生に交通費も出さないということになっています。そもそも時給も高校生のコンビニバイト並みの最低賃金ですし、滋賀県より最低賃金の高い京都や大阪の学生が週末に進んでオープンキャンパスの手伝いをするインセンティブはありません。現状は、教員を通して学生に声をかけることで、事実上「動員」しているにすぎません。大学としては、受験生獲得のためにますます重要度を増してきているオープンキャンパスを、学生アルバイトを適切に雇用してより魅力的なものにしていく必要があります。交通費を含め、適切な条件で学生を雇用できるよう、あらためて改善を求めました。

◆また36協定違反！

本学の時間外勤務は、36協定によって、月45時間を超える特別延長は年6回まで、また年間600時間以内と定められています。本学は法人化以来、36協定を一度も遵守したことがなかったのですが、昨年度、労働基準監督署により36協定違反の時間外勤務があると是正勧告を受け、昨年度は違反がありませんでした。ところが早速今年度は違反事例が出たことがわかりました。

12月17日開催の衛生委員会において報告された職員の時間外勤務の状況によりますと、事務局職員のうち2名が、月45時間を超える特別延長を4月から8ヶ月連

続で命じられており、年6回までの特別延長回数を超えていることがわかりました。

この背景には、時間外勤務と休日勤務の算定方法に関する誤解がありました。本学では土・日・休日の勤務を「休日勤務」としていますが、36協定上で「休日勤務」とされるのは法定休日である日曜日の勤務だけです。このことを過半数代表で県大教役員の河委員が指摘をし、正しく算出しないよう求めたところ、36協定違反の実態があったことがわかったということです。なお、36協定でもその点に関して不正確な部分があるので、次の協定締結時に訂正する必要があります。いずれにしても、長時間労働をせざるを得ないのは、業務量に対して適正な人員配置がなされていないからに他なりません。県や大学が推進しているSDGsの目標の中には、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の推進があります。業務量に見合った教職員定数の適正化とそれに必要な予算をしっかりと要求していくことが求められます。

◆ 4月以降の契約職員・特任職員（事務局、事務系）の皆さんの給与や手当についての組合説明会 開催

日 時：2020年1月7日（火）12：00～13：00

1月8日（水）12：30～13：30

場 所：A1-113（中講義室）

*当初のご案内より変更しています。

対 象：契約職員・特任職員（事務局、事務系）

参加費：組 合 員 無料

未組合員 500円

お弁当・お茶をご用意します。

申込み：県大教までメールでお申し込みください。



◆事務局より

◎役員会議について

今回の役員会は未定ですが、通常、組合室（A5棟1階作業室内）にて開催しています。役員以外の組合員の方も参加できますので、活動にご意見のある方はぜひお気軽にご参加ください。

◎組合室について

組合室の場所は、下記のとおりです。



発行：滋賀県立大学教職員組合

〒522-8533

滋賀県彦根市八坂町 2500 滋賀県立大学内

滋賀県立大学教職員組合員室

TEL 内線 2513 / 携帯 090-8160-9330

mail usp-union@ex.bw.dream.jp

Web http://www.ex.biwa.ne.jp/~usp-union/

Facebook https://www.facebook.com/USPunion/

